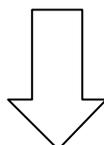


## 簡易裁判所判事の選考手続について

### 簡易裁判所判事推薦委員会

各地裁に設置され、候補者が簡裁判事として適当か否かを審査  
委員は8人(各地裁の所長・その他の判事, 家裁の所長, 地検の検事正, 弁護士会長, 学識経験者。東京地裁は12人で組織)



高裁長官を経て推薦

### 簡易裁判所判事選考委員会

最高裁に設置され、簡易裁判所判事推薦委員会が推薦した者の中から、簡裁判事の候補者の選考を行う。

委員は9人(裁判官3人, 検察官1人, 弁護士2人, 学識経験者3人)

#### 第一次選考

- ・ 筆記(論文式)試験  
科目: 憲法, 民法, 刑法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法

#### 第二次選考

- ・ 第一次選考合格者に対して、口述の方法により法律問題(民事及び刑事の法律学に関する学識・応用能力の考査)に関する試問
- ・ 身上, 経歴, 適性等の一般的事項に関する試問  
平成14年度から、一般的事項に関する試問については、事前に高裁長官による試問も行われ、その結果も判定に活用されることになった。

(参考)

裁判所法45条

多年司法事務に携わり、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができる。

簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。